

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会  
登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関する  
ワーキンググループ（第4回）議事録

令和5年10月10日（火）  
10時00分～12時00分  
W E B 会 議

[出席者]

（委員）永田委員、石黒委員、伊東委員、加藤委員、北出委員、近藤委員、坂本委員  
（計7名）

（文化庁）小林日本語教育推進室長、伊藤国語課長補佐、石澤養成研修専門官、増田日本語教育調査官　ほか関係官

[配布資料]

- 1 登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループ（第3回）議事録（案）
- 2 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関のコア・カリキュラム（案）
- 3 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の登録等の審査手順等（案）について
- 4 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の登録審査手順のイメージ図（案）

[参考資料]

- 1 第121回日本語教育小委員会主な御意見
- 2 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関に関する省令等の案について
- 3 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関に係る規程の審査基準（案）
- 4 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の審査における審議会の確認事項（案）
- 5 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関への実地視察について（案）
- 6 日本語教育機関認定法の省令等案のパブリックコメント結果概要
- 7 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（条文）

- 8 日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）
- 9 令和4年度大学等日本語教師養成課程及び文化庁届出受理日本語教師養成研修実施機関実態調査研究報告書

[経過概要]

- 1 事務局から定足数を満たしていることと配布資料の確認があった。
- 2 議事（1）について、登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等についての検討を行った。
- 3 審議の内容は以下のとおりである。

○永田座長

定刻となりましたので、ただいまから第4回登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループを開会いたします。本日は、御多用のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

前回に引き続き、オンラインでのウェブ会議開催となります。傍聴者の方々もオンラインでこの会議を御覧になれることを、あらかじめ御承知おきください。議事に入る前に、定足数と配布資料の確認をいたします。

では、事務局、お願いします。

○石澤養成研修専門官

本日、委員総数7名に対し7名の皆様に御出席いただいております。したがって、会議開催に必要な過半数を超えており、定足数を満たしております。

配布資料ですが、資料4点、参考資料9点、また、資料1の前回議事録案を除いて、いずれも文化庁ホームページに掲載済みであります。

○永田座長

資料1の前の議事録（案）については、御出席いただいた委員の皆様にご確認いただき、修正の必要がありましたら、1週間後の10月17日の火曜日までに事務局まで提出をお願いいたします。

なお、最終的な議事録の確定は、座長の私に御一任いただければと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり。）

ありがとうございます。では、次に、議事（１）登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等についてです。まずは、資料２について事務局より説明をお願いいたします。

### ○石澤養成研修専門官

前回ワーキングが８月３０日で、１か月強開いております。この間に、日本語教育小委員会で、ワーキングで御審議いただいた内容の御報告をいたしました。それに対して日本語教育小委員会で頂いた御意見というものを、先に参考資料１を共有する形でコアカリキュラムについてお見せした後で、修正したコアカリキュラムについて更に御審議いただきたいと考えております。

前回の小委員会で、このコアカリキュラム自体は、大学それから養成講座、両方ですね、プログラムと両方に対して内容をお示ししていくものではありませんが、かなり細かい表現が多いという御指摘を頂きました。特に大学というお立場から考えますと、やはり工夫したり、自治があったり、またポリシーというものが各大学にあたりしますので、もう少し書き方、内容面について調整は出来ないだろうかというようなコメントを頂きました。

また、一方で、どの程度カリキュラムの中で学びを先に、実習の前にどれぐらい学ぶか等も含めまして、深さとか理解をどの程度求めるかという点についても、今後の１０月並びに１１月のワーキングで更に検討してもらいたいという御意見がありましたことを、ここで御報告しておきます。

加えて、実践研修をする前に学ぶべきところですね、どの程度、何を学ぶかというのは非常に難しいところではありますが、小委員会で頂いた御意見の中には、内容が多岐にわたっているので物理的に可能かどうかという点でも検討してもらいたいという御意見を頂きました。

このコアカリキュラムですけれども、後ほど改めて御説明いたしますが、やはり、登録を受けた養成機関、養成課程は、基礎試験の免除ということにつながっていきますので、ある意味では、実践研修をする前に学ぶべきところというのは、しっかりと、実践研修に行っていないだけの学びを終えている、最低限の学びを終えているということを、カリキュラムももちろんですが、各教育機関の方で責任を持ってお考えいただく必要もありますの

で、こういったところで今回コアカリキュラムを、改めて、最低限の学びをどのように示していくかというところに意識をしてお話を進めていただきたいというか、進めているという状況です。

この小委員会の御意見を踏まえて、これから、修正を続けているコアカリキュラムについて御説明をしたいと思います。

コアカリキュラムと、これに伴って作っていきますそのガイドライン、解説とこれまでのワーキングでも御説明してまいりました。解説の内容は非常に具体的な例に当たるもので、こういったことをやっていただきたいということを詳しく書いていきます。その中には令和4年度の調査研究報告書の内容を含めていくということは、これまで御報告してきたとおりです。

その細かいところ、細かい具体例は全てさらっていただきたいというわけではないので、そういった意味では、必ず最低限でこれだけはやっていただきたいということはコアカリキュラムの方に書き込んでいって、具体的なところを詳しく見ていただく部分は解説という形で、2段階の立て付けになっています。改めて、コアカリキュラムの意味付け、意義について、基本的な考え方を少し詳しくしたものを御覧いただきたいと思います。

コアカリキュラムは独自に改めて新しく作っているものではありません。「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」改定版、ちまたでは「緑の本」という言い方もしておりますが、それで示された日本語教師の養成段階に求められる資質・能力、こういったところに基づいているということは、改めて前提としてお伝えしておきたいと思えます。ここで示されていた資質・能力というのは、登録日本語教員としても求められる資質・能力であります。これらを養うために共通的に学習・習得が必要と考えられる内容を「登録日本語教員養成コアカリキュラム」、以後、コアカリキュラムとだけ呼ぶこともありますが、ここにまとめていく、具体的なものを挙げながらまとめているという状況です。

したがって、このコアカリキュラムを中心に据えた実践研修や養成課程を行っていただくことで、最低限というか、日本語教師の質の向上をある程度担保する、質を担保し向上を目指すという形になります。

こちらの「養成・研修の在り方について（報告）」改定版では、日本語教師の養成段階に求められる資質・能力が知識・技能・態度の3観点からまとめられています。この資質・能力を知識・技能・態度の3観点でまとめたものを前提として、そういったものを育てて

いくには具体的にどのようなことを学ぶことが期待されているのか、これを示したものがコアカリキュラムとなります。

したがって、登録日本語教員を養成する機関として申請していただいたものを審査していく際には、こちらのコアカリキュラムを活用して審査していくことが想定されています。

繰り返しになりますけれども、この「養成・研修の在り方について（報告）」改定版で示されたものをベースにしておりますので、このコアカリキュラムでお示ししていくものも、日本語教師養成段階終了時に身に付けておくことが望まれる基本的な事項であります。

したがって、日本語教師初任並びに中堅といった段階で身に付けるべき教育内容という点では、最低限という言い方でも言及はしておりません。登録日本語教員として初任段階以上の能力を身に付けていただくには、認定日本語教育機関等において適切なOJT並びに研修等を実施し、組織として教師の成長を初任以降の段階でも支援していただくということを念頭に置いていただくという必要があります。

コアカリキュラムに記載している学習項目に関してですが、これまで必須の教育内容として示されてきたものであります。この内容は、日本語教員養成で扱うべき必要最低限の項目を示したものであり、これら以外にも各教育機関が独自に学習内容を設定することが出来ます。つまり、各教育機関は、このコアカリキュラムを土台にしていただいて、発展的に教育内容の計画並びに実施をしていただきたいと思いますと考えております。

いろいろな可能性というか、各教育機関でこういった養成をしていきたいという思いの下で計画をしていただくことにはなりますが、その各教育機関の御責任の下で、全体目標の達成をゴールとして養成のカリキュラムを逆向きに設計していただきたいと思います。各学習項目の到達が確認できるような評価を実施していただくことで、学びの活動のところまで一貫した方針の下でカリキュラムの編成をしていただきたいと思いますと考えております。

ここで出てきた全体目標、これまでのワーキングでも御説明してまいりましたが、こういった用語については、教職課程コアカリキュラムの方から援用してきた部分がありますので、後ほどのスライドで改めて確認しておきたいと思っております。

3番目の丸です。実践研修・養成課程の評価は、当該教育機関、登録されている教育機関が責任を持って行っていただきたいと思いますと考えております。授業内容と目的に応じて必要な評価ツールを適切に組み合わせて、丁寧に計画と実施をしていただきたいと思います、これが重要であるというふうに考えております。

ここで用いる評価ツールは種々様々なものがあると思いますので、具体的には解説の方に細かくは書きたいと思いますが、適切な評価ツールを用いていただきたいということと、また、並びに、受講者自らも自分自身が日本語教師としてどういった日本語教師を目指すのか、また、自分の学びは一体どのような段階に来ているのか、定性的評価が自分でも出来るような形で、適切にその評価を教育機関と受講生両方が理解して進められるように御配慮いただきたいということを、ここで書かせていただいています。

こういった総論的な意見の上で、コアカリキュラムについてももう少し、立て付けの説明を進めてまいりたいと思います。

登録日本語教員養成コアカリキュラムは、2種類に分かれております。これは組織が実践研修と養成課程に分かれることに寄与するものですが、コアカリキュラムも、実践研修コアカリキュラムと養成課程コアカリキュラムの二つに分けて構成しており、それぞれに全体目標、学習項目、到達目標というものを示していく形となります。

全体目標は、実践研修そして養成課程において達成すべき包括的な目標として考えており、日本語教育人材としてこのようになることを目指していただきたいということを全体目標で示していく形となります。

なお、養成課程コアカリキュラムにおきましては、項目が非常に多岐にわたりますので、そしてまた、これまで日本語教師養成の点で述べられてきた3領域5区分15下位区分というのがありますので、この5区分を踏まえて全体目標を五つに分けて設定するとともに、各全体目標に対応した学習内容を、まとまりごとに一般目標という形で15種類お示しすると。この15の下位区分を一般目標としていくという形になります。

繰り返しの点になりますが、学習項目は、これまでまとめられてきた必須の教育内容がそれに該当します。各一般目標15の下位区分で扱うべき具体的な項目がこちらになります。ただし、これまで必須の教育内容を50と言ってまいりましたけれども、実践研修の方で教育実習は引き受けますので、28番の「教育実習」というのは実践研修コアカリキュラムで満たす形となりまして、養成課程コアカリキュラムの方は学習項目が49という形になっておりますことを御注意ください。

養成課程コアカリキュラム記載の学習項目ですが、この順序というのは、学習すべき順序をお示ししているものではありません。また、その重要度順でお示ししているものでもありません。これまで述べられてきた5区分、上から順番に今回もお示ししているところは、踏襲させていただいているものです。この必須の教育内容として、過去も示さ

れてきました学習項目ですが、こちらが達成できているかどうかという達成目標、こちらを到達目標として今後示していきます。

到達目標の案については、令和4年度の調査研究報告書をベースとしまして、今後更に見直していく予定ですが、本日の資料でも後半でこちらをお示ししておりますので、後ほど触れさせていただきます。

この到達目標を達成するために、具体的にはこういった内容を扱っていくと達成が出来るでしょうというような形で、手引き・ガイドラインの方に解説という形で具体例を挙げさせていただきます。こちらの方を使っただくことで、シラバスの充実はもちろんですけれども、学習内容の明確化が出来るというふうに考えております。ただ、具体例もたくさんあります。それを、一つの項目を複数回の授業で扱ったり、複数の項目を1回に分けたりということも、今後、先生方が授業を構築される中で考えられることだと思いますので、スライドの5番目以降でここにも触れることにしております。

最初のところですが、一つの項目を複数回の授業で扱っただくことも、複数の項目を1回の授業に入れていただくことも、授業者の方で考えていただければ可能かと考えます。ただ、その分量につきましては、内容面を十分御配慮いただいて御計画いただきたい。つまり、受講生が無理のない形でしっかりと身に付けられるように、適切な実施をしていただくよう御留意いただきたいということを述べさせていただきました。

もちろん、この必須の教育内容、学習項目、たくさんありますけれども、それを順番に積み上げるだけでは、当然、総合的な、全体目標に当たる部分には、パッチワーク的なことだけでは出来ませんので、総合的な日本語教師として求められる資質・能力については、プログラムや教育課程全体の中で高められるように創意工夫を行っていただきたいということも、併せてお伝えしたいと考えています。

一つ一つの到達目標はもちろんですが、全体目標としてお示していくもの、こちらの達成に向けて学習成果を明らかにしつつ、課程の体系性また一貫性を齟齬のない形でお作りいただくことにも、御留意いただきたいと考えています。

現在御説明しているこのコアカリキュラムですが、認定日本語教育機関で働く登録日本語教員にとっては、最低限学んでおくべき内容に当たります。したがって、認定日本語教育機関で働くためには、今後、「日本語教育の参照枠」についての理解は不可欠となります。この「日本語教育の参照枠」についても、教育課程の変遷等、扱っていくというところまで、本来であれば求められるところですが、この点については、実践研修の期間

ですとか養成課程の実施において是非盛り込んでいただきたいと考えておりますので、こういったところ、具体的には解説に書きますけれども、コアカリキュラムの段階でも「日本語教育の参照枠」という用語を挙げるとともに、「日本語教育の参照枠」についての理解や意識付けが行われるような工夫をしていただきたいということを、一言盛り込んでいく状況です。

また、日本語教育は日本語学習者が教室にいて成立していますので、当然、実践研修も、日本語学習者の学びを犠牲にすることがないように、日本語学習者の学びと両立するよう十分に配慮した上で行っていただきたいということも、一言申し添えさせていただいています。

コアカリキュラムの基本的な考え方と留意事項はここまでとなります。

これまでも、実践研修に行く前には何を学ぶかというところについて御議論いただいていましたが、現状おまとめしている内容をスライド6としてお示しします。

実践研修の位置付けというか、立て付けとしては、本来的には、養成課程が終了して実践研修に行く、又は日本語教員試験、特に基礎試験の合格をもって実践研修に行くというような形になります。すなわち、養成課程の修了見込みの者というふうに位置付けられると思いますが、こういった方でも実践研修の受講が認められることとなります。

養成課程修了見込み者というのがどういった状況で実践研修を受けることが出来るかという点について、あまり内容面を知らないまま実践研修に行くと、実践研修機関の先生方はもちろん、学習者にとっても非常に困難な状況になりますので、最低限の学びというものは終えてから実践研修に臨んでいただきたいと考えています。

それがどういったものになるのかということについては、やはり学習項目で最低限必要な学習はこういった領域・分野に関して学んでおいていただきたいということを挙げております。

これまで幾つかの示し方をしてきましたけれども、現状、実践研修受講前に履修対象となる学習項目として、10下位区分(37項目)を挙げております。こちらの丸付数字は、下位区分の説明になりますので、それぞれに学習項目があります。これらは全て、もちろん履修対象というふうに考えていただきたいのですが、どの程度の学びで実現できるかという最低限必要な学習については、カリキュラムを編成していただく中でシラバスの中にしっかりと先生方の方で御検討いただいて書き込んでいただくということを、期待している状況です。

到達という点で考えますと、今申し上げましたように、実習に行くために必要な部分をどれぐらい事前の授業の中で盛り込めるかというところを、しっかりとバランスを考えながら、各教育機関の責任の下で御準備いただくというような状況に、今は落としているところ です。

ここまでが、具体的な考え方と、そして、実践研修と養成課程の接続の関係の御説明でした。以降は、実践研修コアカリキュラムについて現状お示ししている内容、また、ここから解説に向けて作業を進めていく上で、お伝えしておきたいところについて御説明いたします。

実践研修は、養成課程をある程度修了している方々が学ぶという形で進めてきているところです。そして、全体目標としては、どの段階で実践研修を受けるのかということは各教育機関においていろいろであるということは、これまでのワーキングや小委員会でも御指摘いただいているところです。日本語を教えることの基礎といっても、こういったことがそれに当たるのかということもありますので、「緑の本」をはじめ、それで述べられてきたような、日本語教師の養成段階で求められる基礎というような形で考えていただければと思いますが、それに対しての知識・技能、これまで学んできた部分を、技能・態度というところで実践研修は見ていきたいと考えております。

ただ、態度についても、実践研修までに全くその学びがないかということ、そんなことはもちろんありませんので、今後、コアカリキュラムと解説の中では、日本語教師として求められる態度についても各授業の中に盛り込んでいくということは、一言述べていきたいと考えております。

日本語学習者を対象とした教育実践を経験するというのも、一つの実践研修の目標かと思っておりますので、こういったところにも触れる文言を付けて、日本語教師の役割の理解、そして基礎的な実践力を身に付ける、こういったところを全体目標として挙げており、実践研修の学習項目として六つの授業活動が挙げられていますので、それぞれに対して、学びの内容というのをここに書かせていただいています。

こういったことを到達目標に授業を組み立てていただくわけですが、具体的にこういったことはしていただきたいかということについては、解説の方に例を挙げていくような形で今後まとめてまいります。

次のスライド以降は、養成課程コアカリキュラムとして挙げられてきたものです。少し文言が繰り返しになっていたりする部分がありましたので、削除したり等で、現在、調整

を進めているところです。

繰り返しとしては、5区分としてこれまで述べられてきたものを、五つの全体目標としております。スライド上、紙幅の関係もあって、全体目標、一般目標、学習項目と到達目標というふうな、ぶつ切りのような状況になっておりますけれども、最終的な手引き・ガイドラインの中に収める解説としましては、全体目標があつて、それに枝分かれするような形で一般目標、さらには、一般目標の解説の後に各学習項目と到達目標というふうな形で、逆向き設計が分かりやすくなるようなイメージの書類としてお見せすることを、意識していきたいと考えております。

五つの全体目標の次のスライド以降、15の一般目標と解説ということで、それぞれ、一般目標（下位区分）としてこういったことを学んでもらいたいということを書いておりますが、こういった内容は、今後、登録ということになります。登録していく上で基礎試験の免除との関係があります。また、基礎試験だけではなくて日本語教員試験というのは、こういったことを目的に試験をするのかという、試験の狙いということも出てくるかと思ひます。こういったところとも関係して、どんな目標で実際の授業が行われていくのかという狙いについて、詳しくコアカリキュラムの中でも書いておくところがいいかというふうには考えておりますので、もう少し伝わりやすい文言には今後も調整を続けてまいります。中身としましてはこういったことを書いていこうというふうなところを考へております。

一つ一つの目標、到達目標の中身、解説について、今日のワーキングではもう少し解説の御説明を期待されていたところはあるかと思ひますが、それは具体性のあるもので、さらには各教育機関で創造的に工夫していただきたいところでもあります。今後、もう少し詳しい内容というのは、この10月から11月のワーキングの間に高めて、先生方にも御意見を伺いつつ、11月のワーキングで更にお示ししていきたいというふうな考へております。

コアカリキュラムの御説明としましてはここまでとなります。

## ○永田座長

ありがとうございました。コアカリキュラムというのは、大学の養成機関であるとか養成講座とかいったところに関わってくるものだと思ひております。私自身、大学の教員養成課程を担う者として、コアカリキュラムを自分事として引き寄せながらついで考へてしま

うのですが、事務局の説明の中にもありましたように、同時にこれは、基礎試験との関係も出てきます。そういった観点からこの時間も考えていければと思っております。

今日の主な議事はこの話ですので、しっかり時間を取って、先生方から御意見、御質問をいただければと思っております。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問をお受けしたいと思えます。本日は、特にここからここまでみたいな形で区切っていくことなく、この資料全体についていろいろ御意見いただければと思えます。

伊東委員、お願いします。

### ○伊東委員

御説明ありがとうございました。すごく分かりやすく、本当に私も自分事として整理できるし、これを将来見るといふ点でもとても良いなというふうに思いました。

そして、永田座長がおっしゃったように、私も、基礎試験免除ということがやはり大きなインパクトになるだろうというふうに思えます。基礎試験免除というこのことの重みを私たちはやはり十分に理解する必要があるということを見ると、このコアカリキュラムを実践する養成課程の中身を、いわゆる絵に描いた餅にならないように、実のあるものにしていかなければいけないというふうに感じました。

したがって、私は、コアカリキュラムとは、基本的な考え方と留意点、ここに基礎試験の免除になるということが一切書かれていませんよね。そのことはやはりとても重要なことなので、書いておく必要があるのではないかというふうに思いました。基礎試験免除といわゆる一体化したものであるということ、我々実践者が認識して、心して取り組む必要があるので、そのことを明記してはどうかと思った次第です。

### ○永田座長

私も全く同感です。どこにどういう形に記述するかはまた考えていただくとして、今のような形で、本当に大事なところだと思いますので、どこかに明記しておいていただくことは可能でしょうか。

### ○石澤養成研修専門官

そのように方向としては検討していきたいと思えます。

## ○永田座長

北出委員、お願いします。

## ○北出委員

本当に丁寧に、目標まで策定していただいて、今まで50項目だけが言葉が出ているだけだったので、どう解釈すべきかと現場で困っている人たちも多かったと思いますので、このように提示していただいて本当にありがたいと思います。

今ちょうど試験の話が出たので、お伺いしたいのですが、スライド5枚目の上から二つ目の丸の部分で、「個々の学習項目・到達目標の積み上げだけでは習得できない総合的な資質・能力については、プログラム云々で高められるよう創意工夫がなされることが望ましい」ということについて、今回のコアカリキュラムは基礎試験対応ということで、応用試験の部分はプラスアルファで、各養成機関でもし学ぶ場合はするのか、それとも、養成機関では基礎試験対応のみで、応用の部分は、大学生であれば自分たちでやっていくということなのか、その辺りが文面からだけでは分かりにくいところがありまして。応用試験の範囲が、この総合的な資質・能力というこの二つ目の白丸のところに当たるのか、それとも、養成課程の資質・能力の部分の技能・態度の部分の指しているのか、この辺り、具体的に、総合的な資質・能力が何を指しているかというのと、応用試験の位置付けについてコアカリキュラムとの関係で教えていただけますか。

## ○永田座長

今の北出委員の確認事項に関して、事務局の方、いかがでしょうか。あくまでもコアカリキュラムの記述としては基礎試験の部分であって、では、応用試験の部分がどこに当たるのか、あるいは、今回はそもそもそこは含まれていないのかに関して、いかがでしょうか。

## ○石澤養成研修専門官

含まれていないということはないと思っております。ただ、応用試験というか試験自体の話の方でも、いろいろと、日本語教員試験自体はこういうものかというものが示されているので、それとの関わりがありますので、ここで述べていることから変わる可能性はあると思っていただいた上でお話しすると、応用試験自体は教育実践の現場と結び付けると

いうことを念頭に置いて準備をしていくものであると。そこで合格しているから実践研修に、つまり、学習者の前に立っても十分な対応が出来るような状況であるということ、担保する試験というふうに考えられると思います。

そういった意味では、領域をまたがってというような言い方になると思いますが、各領域の学習項目だけをそれぞれ取り出して知識の点で正解できればいいという状況ではなくて、更にそれを自分たちで日本語教師として考えて使っていくとか、そういった知識の応用をしていくことが正に応用試験になるわけですが、そういったことを授業の中でやっていただくということは当然必要になってくるだろうと考えています。

というのは、各必須の教育内容として50項目を示しますが、その50項目そのものが日本語教育現場とどのように結び付いているのかということは、各養成課程の中で当然意識しながら授業されることだろうというふうに考えています。そうすると、当然そこの授業内容というのが応用試験にもつながっていくものであるべきだろうと思いますし、切り分けられないところはあるのではないかと思います。

そういった意味で、言い過ぎているのかもしれませんが、応用試験のことも、コアカリキュラムとして応用試験を対応させてくださいということは今回は書いていませんが、目指すところというのは、当然、実践研修を受けていくことにもつながる養成課程ですから、応用試験にもつながっていくものだというふうに受け止めていただいて、より具体的な場面から考えていくような授業内容にさせていただくというのが必要かと思います。

例えば音声ということを取り出しても、いわゆる音声学、音韻論だけではなくて、日本語教育のためのというのが学習項目の方にも書かれていると思います。こういったところで、学習者また現場ということが当然念頭にあっての学習項目になると思いますので、教育実践現場とつながった授業内容になると期待しているところです。

それを含めての総合的な資質・能力ということになりますので、そこにつながっていくというふうに考えています。解説の方でこういったところは、文言を補えればと思いますが、コアカリキュラムではここまでのような書き方で今は考えているところです。

## ○永田座長

北出委員、いかがでしょうか。

### ○北出委員

ありがとうございます。よく分かりました。

### ○永田座長

あくまでも、コアカリキュラムとしては基礎試験に対応する部分ではあるけれども、単に知識を覚えればよいというものではなくて、そこの中の有機的な連関とかいったのも意識する、そういう意味合いが含まれているということですね。

加藤委員、お願いします。

### ○加藤委員

私の申し上げたいところは、6ページのところになります。だんだんカリキュラム全体が在るべき形に向かっていっているという気がして、とてもありがたく思っております。

先ほど御説明の中でもあったように、何回かこの表というのは書き換えられた形で出てきていて、今、10月17日締切りの意見募集のところも、ここの表は違うものが出ているというところもありますので、改めて確認の意味も含めてここについて申し上げたいと思います。

これを最新というふうに考えて申し上げますが、ここに10項目、下の方に書いてある10の下位区分というのが出たことについては、私はとても、いい形にまとまってきたというふうに思っています。最低限必要なものですから、これだけをすればいいというものではなくて、最低でもこれはして実習に送り込んでくださいというのは、このコアカリキュラムが示す本来の形ですね。で、先ほどから出ているように、基礎試験に代わるものという非常に重要な部分を負っているわけですので、この部分は最低限学んでから実習に行ってくださいというところで、こういう形で行くのがそもそものところだと思います。

多くの、一体型で養成と実践をしているところはそこが一つの中に組み込まれていくわけですが、私たちも実際受け入れていますけれど、日本語教育機関ですね、いわゆる日本語学校が大学から教育実習生を受け入れています。そのときに、ここのものが非常に薄いまま来てしまわれると、そこで、これもさっきの中にはありましたが、学習者が犠牲になることがないように、そのときに、学習者もそうですし、それから、その実習生を受け入れて担当するこちら側の教員がいるわけですね。その教員たちが最も一番いい形で実習生を受け入れるという形を取るというためにも、ここはしっかりと、最低限の知識は得た上で

実習に臨むという形で来ていただきたいと思いますので、10下位区分（37項目）というのを支持するところです。

今日の話の中では何回も出てきている、令和4年の調査研究報告書を取りまとめる際の委員会に私も入っていたのですが、その中で、日本語教員に実際になる人の割合というのが出ていたときに、大学の機関から出た方たちというのが、数%の人しか先生になっていないという実態が結果として現れました。私たちはもちろん日本語教師養成講座としてたくさん日本語教師たちを生み出してはいるわけですが、私たちの養成は成人教育で様々な背景を持った人がいるということで、それは、イコール、そのまま、必ずしもフルタイムの教師になるわけではないということでもあります。つまり、その人の事情によって仕事の仕方が変わってくる人たちだからです。

今、私たちが日本語教師の処遇の改善や社会的地位の向上の実現を目指すのは、そういった様々な背景を持つ成人ももちろんですが、けれど、通常22歳で大学を卒業した人たちが職業としての日本語教師という職に就く、就ける、というのが当たり前にならなければ、法律が目指す姿が実現したことにならないと思うのです。

そうした場合に大学から輩出していただけるであろう今後のこの体制の下では、きちんと定められた科目の履修をした上で、そして最終段階の実習、実践講座のところに臨んでいただいて、その次の未来に向かっていくという形を作っていっていただきたいと思っています。きちんとした体制を作っていくためには、ここの最低のものとしての提示について、私はこれがいいのではないかというふうに思っているという意見と、それから、二転三転してきている中での最終的にここに出てきているものは、こういった解釈でよろしいですねという確認です。

#### ○永田座長

先ほどの確認というのは、どの点になるのでしょうか。

#### ○加藤委員

今、意見募集で示されている表と、この委員会での表とを比べて見た場合に違うものが出ていますので、こちらの委員会の表が最新と考えていいですねという意味の確認と、その背景に対する確認です。

○永田座長

では、今の確認の点をお願いします。

○石澤養成研修専門官

おっしゃるとおりで、今意見募集をしている段階のコアカリキュラムというのは、8月30日のワーキングを受けて修正をしつつあった、小委員会にお諮りしていた時のものになります。それ以降また修正を加えているのが今回のものなので、最新版は今回お示ししているものとなります。

○永田座長

パブコメをもらうときに、今日の資料が最新版ということですが、1校か2校前のバージョンのものがパブコメの資料としては上がっているの、その辺りはどう考えたらいいでしょうか。コメントする側としては。

○伊藤課長補佐

6ページのところの表の構成など、小委員会における議論を踏まえて変わっている部分もありますが、事務局としては、内容的にはパブリックコメントで提示しているものから主旨を変更した意図はなく、ほかの部分も大枠は同様の認識です。そのため、パブリックコメントについては、基本的には出ているものに対する意見を踏まえれば、今回の資料に対しても有効な意見になるというふうに捉えていますので、意見募集は現状の資料でさせていただこうかなというふうに思っております。

○永田座長

分かりました。そうですね、大枠はあまり変わってなくて、ここの実習前みたいなのが少し変わってきているというところで。では、パブコメに関しては今のまま動いていくと。

加藤委員、よろしいでしょうか、今の点。

○加藤委員

大丈夫です。ありがとうございました。

## ○永田座長

あとはもう本当、おっしゃっていただいたとおりで、やはり実習機関、実践研修機関の役割とか。実践研修は言うまでもなく真剣勝負というか大事なものであることですし、そこで研修を受けた実習をした人をどう教育現場に送り出していけるか、その辺りはもう1個か2個上の議論になってくるのかもしれないですが、是非引き続き検討していければと思っております。

坂本委員、お待たせしました。

## ○坂本委員

先ほどの北出委員と事務局の回答のところ、5ページに戻りますけれども、「個々の学習項目・到達目標の積み上げだけでは云々」というところですが、大学の養成課程を考えてみると、様々な科目を教えている先生が、全員が全員、実践の現場を御存じの方だけではないので、その一部が実践しながら日本語教育関係の科目を教えているということになります。例えば異文化コミュニケーションだけ教えているとか、日本語の文法、日本語学だけ教えているとか、いろいろな先生がいて、実際には教育現場にはタッチしていないという先生も中にはおられるんですね。

今、事務局の回答から、常に実践の現場を意識しながら授業を構成するというになると、何か、先生方にかなり無理なお願いをするんじゃないか心配なんです。

そういう点が1点と、もう一つは、「総合的な資質・能力については、プログラムや教育課程全体の中で高められるよう創意工夫」と言うと、これ、プログラム全体を見ているようなコーディネーターの人が、かなり全体をしっかりと見て、総合的な力が付くようにというのを考えながら、各科目の担当の先生にお願いをしなければいけないかなと思います。そうすると、そのコーディネーターの先生の負担がすごいのではないかと心配になったというような、質問というかコメントです。

## ○永田座長

今の二つ目のところに関しては、教育のプログラムを担当する教員として共通認識を図ってという、そういう意味合いで良いのでしょうか。ですから、どこまでそれを、お願いベースになるのかもしれないのですが、シラバスの中に組み込んでいくかというのは、各教育組織の中で検討して、実践を意識して教育を行ってほしいという理解で良いで

しょうか、事務局の方。

あとは、コーディネーターというか、カリキュラムを、うちだと例えば教務担当とかになってくるのですが、そういった人がある程度全体を目配りしながらやっていくということですかね。事務局、今の坂本委員のコメントに関して。

### ○石澤養成研修専門官

私が出した例があまりに具体的過ぎたのかもしれませんが、当然、日本語教師養成のプログラムですので、プログラムとしての評価についても、今後当然、自己評価といったことを求めるというのはあったと思いますので、プログラム総体として、こういったことというのはコーディネーターにある程度はやはり求める必要が出てくると思います。

御負担がどの程度かというのは各教育機関にもよりますので、出来る限り皆さんで分けていただきながら協力体制を取っていただければと思いますけれども。大学の場合はもちろん先生方それぞれの御専門分野があって、実践にそれほどこれまで関わってこなかったという方もおられるということは、むしろ、だからこそ総合的に様々な科目でカバーをしていただきたいというふうに捉えていただきたいと思うところです。

各科目で実践現場に必ず結び付けてくれという表現はしておりませんので、そういった意味では、得意不得意というか、これまでの御見識、いろいろあると思いますので、それぞれの専門性を生かしていただきながら、プログラム全体として、そしてそのプログラム自体も大学の場合は各ポリシーがありますので、そのポリシーとの関係性も見据えながら、養成として何を目指すのかというところは御検討いただきたいところだというふうに御説明したいと思います。

また、教務御担当という意味でも、大学ではない420時間の方については、逆に言えば、そちらも実践寄りというか、実践はすごくやっていらっしゃるという方が養成の方を御担当になる場合に、反対に、最近の最新の理論だったりとか、実践と結び付くために必要な理論的なベースのところは当然学び直すというか、研究というか、勉強、学習をされた上で授業しておられると思いますので、そういった意味では、お互いにそれぞれ、このコースにとって、このプログラムにとって、自分の授業はどういう機能を持つかということを考えていただきながら、そして専門を生かした授業をしていただくというのが必要というか、目指していただければいいのかなというふうに御説明したいところですが、いかがでしょうか。

○永田座長

坂本委員、いかがでしょう。よろしいでしょうか。

○坂本委員

分かりました。そうすると、担当する先生自体は日本語教育の経験が全くないとしても、経験のある先生から、先生の科目のこの辺は日本語の現場ではこの辺と絡んでいるから、そういうことも意識して授業をしていただけるとありがたいみたいなことを、教員間でシェアすればよろしいですかね。

○石澤養成研修専門官

そうしていただければと思います。担当できる教授者の要件に合う形であれば、こちらのコアカリキュラムというか登録自体は受けられるはずですが。ただ、それに各学校としてどういったことを目指しておられるのかというので、ずれている場合ももちろんあると思います。そういったところは、やはりプログラムに関わっておられる日本語教育御専門の先生方に間に入っていただいたり、時には主導していただいたりという形で、調整はしていただけることが望ましいとは思っています。

○坂本委員

ありがとうございました。

○永田座長

そうですね。この登録を受けるに当たっては、先ほど基礎試験のお話もありましたけれども、やはりプログラムを担当する教員間の意識の統一というか、そういったのが本当に大事なと個人的には感じているところです。ありがとうございました。

では、伊東委員が先で、次、加藤委員、お願いします。

○伊東委員

今のことも関わりますけれども、スライドの3を御覧いただけますでしょうか。後半の部分、実践研修や養成課程の評価のことが書かれております。やはり、学校教育法における教員免許、そして教職課程の審査のことを考えると、ここの実践研修や養成課程の評

価が、全て当該教育機関の責任の下ということで、当該教育機関にお任せし過ぎではないかという懸念があります。

恐らく、登録あるいは認定を受ける場合には、必死になって申請書を書くだろうと思えますけれども、一旦それが認められた後、プログラム評価という点で第三者による評価というものをしていかないと、今、委員の方がおっしゃったように、学内で意思統一を図って一貫したプログラムに向けて話し合いをすべきだということはあると思いますが、それは第三者評価があるとか、あるいは外部評価があるとそのような行動に出ていきますけれども、当該教育機関に全て任せてしまった場合には、つついそのままで流されてしまうということもあるので、私としては、「当該教育機関が責任を持って行うこと」、ここはこれでもいいのかどうか、御検討いただきたいということと、プログラム評価を第三者評価として位置付けることも重要ではないか。もし、当該教育機関が責任を持って行うということであるならば、そのことをある程度公開するという、いわゆる、その評価の外部への公開ということも明記してよいのではないかというふうに思いました。

それは、認定日本語教育機関に関してはそのことが書いてありますよね。第三者評価は必須ではなくなっていますけれども、公開するよというふうになっておりますので、やはり、このプログラム評価、養成課程の評価においても外部に公開するような、そういう手だてを明記しておかれたらというか、していただきたいなというふうに思いました。

#### ○永田座長

今の、評価に関して、もし御意見がその他の委員からあれば、伺いますが。

加藤委員、お願いします。

#### ○加藤委員

伊東委員のおっしゃられたことに賛成です。いきなり第三者評価というところに行けるかどうかは、現実問題として考えた場合に難しそうだということは分かりますが、ただ、それは、本来であればすべきで、だけれども現時点ではそこはすぐには無理なので、それを前提とした公開というようなことにしていかないと、これ、決まってからどんどん緩くなっていくと思うんですね。

今回、国家資格になるわけで、今までのように、勉強した人がそれで認められるという程度のもではないので、きちんとした人を輩出していくというところでの意味での外部

評価は必要であるというところに、賛成です。

まずそこまでのところでいいでしょうか。

#### ○永田座長

評価の客観性とか妥当性、公平性みたいなところ、やはり大事だなと思います。どうしましょう、今のは御意見として伺ったということでもよろしいでしょうか、事務局の方。何か。

#### ○伊藤課長補佐

コアカリキュラムの記載としては、今、3ページにお示しを先ほどしたとおりでございますけれども、養成業務規程において評価というのを位置付けるということを求めているということで、御指摘のとおり、評価をした上でかつ公表するというのも各機関やっていただきたいということで求めています。

あとは、第三者評価ではないのですが、実地視察というのを審議会と文科省が一体となってさせていただくことにしておりますので、実地視察も含めて、登録をされた後もまずは自身で評価をしていただくということと、何年に1回ということは分かりませんが、実地視察に行かせていただきますので、その中で、どれだけしっかり出来ているかということも何らかの外からの目が入るという仕組みにさせていただければと思っております。

#### ○永田座長

伊東委員、加藤委員、回答をいただきましたが、よろしいでしょうか。

#### ○伊東委員

是非そこは、分かるように明記していただきたいということと、みんなが共通認識を持っていただきたいなというふうに思います。先ほどの加藤委員と私は全く同じ意見で、なし崩し的に進行してしまうことが私はとても心配しておりますし、国家資格になるわけですから、国家資格が与えられる日本語教員というものが、どういう過程を経てちゃんとした国家資格を得られているか、その質が問われるということがありますので、骨抜きにならないように、質が常に維持・担保されているというシステムを作っておかないと、日本語教師は国家資格ではあるけれども、養成課程の実態を見たら大したことないよというよ

うな、そういううわさだとか評判が出ないようにしてもらいたいなと思います。大変だと、国家資格を取るのは。大変というか、しっかりしないと駄目だという、その姿勢や態度を関係者には持ってもらいたいということでもあります。

#### ○永田座長

今回の議論の中心はやはり、質の保証だと思うのですが、先ほど言われたように、質を維持し続けるということが何より大事になってくると思いますし、それが、加藤委員が先ほど言われたように、処遇の改善であるとか地位の向上とか、そういったところにもつながってくるのかなと思っております。ありがとうございました。

加藤委員、続きをどうぞ。

#### ○加藤委員

先ほどのところに戻った形で、今のところに正につながるのですが、お話の中に、大学のポリシーという言葉が何回か出てきていて、そこが引っ掛かっているので、あえて申し上げたいのですが。大学の科目がこのようになっていて、様々な専門をお持ちの先生方が教えられてということは、理解した上で申し上げます。しかし、そうではあっても、今この議論というのは養成課程のことであるわけで、養成課程もポリシーを持たなければいけないというときに、大学のポリシーに引っ張られて決まってしまうのはいかがなものかと思いました。そうではなく、養成課程のポリシーというものを今決めていくに当たって、現状こうであるからここに関してはこうであるという順番でないと、非常に、後々への懸念を残すことになるのではないかということをお願いしたいと思って手を挙げました。

#### ○永田座長

おっしゃるとおり、養成課程としてどういうものを求めていくかという点が大事ですし、先ほどの絡みでいくと、やはり、今回何度も言って恐縮ですが、基礎試験というのが当然厳格にやられると思いますので、それに見合う形で養成課程、養成講座、大学としても厳格にやっていくべきだと個人的には思っております。ありがとうございました。

北出委員、手が挙がっていましたでしょうか。

## ○北出委員

細かなことですが、スライド14枚目の「言語教育法・実習」にある49項目のうちの30番目の「授業分析・自己点検能力」です。ほかの項目の到達目標はほとんど、「理解できる」、「理解している」ですけれども、ここだけ実践力なんですね。読んでみると、すごく重要な部分です。日本語教師として自律的な成長、そして授業を客観的に分析できる、そして授業の自己点検・他者評価を通じてその方法を実践できるというのは、非常に大事な部分。

ただ、これ、今回、試験ルートの方もいらっしゃるというのを考えると、これが基礎試験相当でいいのかというところですね。全く独学で学んで試験を受けるという方が、この30番目はどのように身に付けられるのかなという、試験ルートの方はどうされるのかということと、それから、もう一つ、これに関して意見を申し上げたいのは、実習のところ、振り返りとかはあるんですけれども、正にこの30項目めというのは実習で高めるべき能力かなと思うんですね。模擬授業で幾らピアの学生を相手に授業をしても、この部分というのは大して伸びないと思うんです。やはり現場で、本当の学習者、本当の現場で教えるからこそ育成できる能力だと思うんですが、実習の部分でもこれを加えていただけないか、加えた方がいいのではないかという、二つの案です。

## ○永田座長

1点目に関して、事務局に私の方から確認したいのですが、今回、コアカリキュラムで具体的に到達目標とかいろいろ文言が書かれていますけれども、一方で、基礎試験の方でも何か共通するような感じになっていくのか。再三出ている基礎試験と養成課程との関係なんです。先ほどの北出委員の話だと、試験ルートの方がこれを身に付けるのは難しいんじゃないかという話なんですけれども、前提として、基礎試験で求めるような内容と、ここで出されているような、今日出ているようなコアカリキュラムの具体的なものというのは、どういう関係にあるのかを確認させていただいてもよろしいでしょうか。

## ○石澤養成研修専門官

日本語教員試験自体も、試験のためのシラバスというのは作成していくことになっていきますけれども、本試験に向けて作っていくという形で、今の段階ではお出しできていないという状況なので、関係性が見えなかったところはあるかもしれません。

ただ、一方で、こちらでも議論していただいていることと当然連動しますので、今言ったようなところというのを基礎試験の中でも関わってくるのだと思っています。

また、養成課程でこういったことを学んだ上で実践研修に行きますので、北出委員がおっしゃることはごもっともで、30番で学んだようなことというのは、当然、実践研修の中で生きてくるはずのものだと思っています。ただ、30番だけやれば良いという見え方をもししていたのであれば、それは書き方の問題だと思いますので、そうではなくて、しっかりと連動させて、こういったところで学んできたことが一体化して自分の成長を見つめられるような状況に実践研修の方でもしていただきたいと、そういう意図なので、この文言そのものを実践研修の方の解説で詳しく書くかということ、そのまま書くということはないと思うんですけども、その関係性については、考えてちゃんと表現していきたいところだと思います。

#### ○永田座長

北出委員、いかがでしょうか。

#### ○北出委員

御説明ありがとうございました。分かりました。

#### ○永田座長

どうしても、重なる部分とか連続する部分というのは出てくると思いますので、その違いが分かるような形でまた書いていただければと思いますし、基礎試験との関係性に関しても、共有できる段階になったらそこを共有していった方が、より議論の深まりが出るのかなと思います。よろしくお願いします。

石黒委員、お願いします。

#### ○石黒委員

今の北出委員の御意見にも関連することだと思うのですが、たしか冒頭で日本語教育小委員会の話が出ていて、そこで課題になったこととして、いわゆる「何とかするために」という、養成課程のコアカリキュラムに関してたくさん出てくる文言があるわけですが、それが何か、いろいろなことを、煩雑であり、また、何か強く拘束するというか縛

るようになるといったようなことが述べられていたように思います。当然、この中でそれを再検討しなければいけないのかなというふうに思っています。

私自身としては、日本語教育小委員会が出た御意見はもっともだとは思いつつも、そういう、何か、制限したり縛ったりするものではなくて、目標自体はすごく大切なものだというふうに考えています。ただ、何でそういう印象を持たれてしまったのかなということはずっと考えていたのですが、例えば今御指摘いただいたところはその一つの例なのかなというふうに思っていて、30番ですけれども、ほかのところは、20からずらっと見ていくと、「理解している」という文言で全て終わるように出来ています。一方で、30番だけが、「理解し、実践できるようになる」という、ここだけ表現が随分変わっているわけですね。

私が申し上げたいことは、「日本語教師として自律的に成長するために」というこの目標はすごく大事なことだと思いますが、もう一つ、「授業の自己点検・他者評価を通じてその方法を実践できるようになるために、理解する」ぐらいに。少なくとも、このカリキュラム、実際に教壇実習をする段階になれば、それが実際にやっぱり体験して身に付くものになると思うんですけれども、この段階で求められているのは、「実践できるようになる」と書き込むのはちょっと書き込み過ぎなのかもしれない、こっちが「何とかするために」なのかなと。

そうすると、「日本語教師として自律的に成長するために」というのは、むしろ、49の学習項目ではなくて、15の下位区分、一般目標全体に対してのことなのかなという、目的としては。つまり、これ全体に対して「日本語教師として自律的に成長するために」というふうに整理をした方が良いのかなというふうに思いました。

それともう一つ、例えば、学習目標の到達目標を見ると、これすごく、やっぱり見ていて煩雑だなというか、つまり、非常に「ために」「ために」が目立つと思うのは、多分こういう例だと思うんですね。「日本語そのものに関する知識を学習者に正確に伝えるために」というのはすごく大事なんですけれども、全部同じなんですね。そうすると、何だかすごくこれが煩雑なように印象付けられてしまうというところがあって、目標自体はすごく大事なんですけれども、五つのもともと区分があって、そこで15の下位区分があって、更にその49の学習項目があるというときに、やっぱりそれぞれの「するために」のレベルというのが、非常に、いろんなところで交錯していたりとか、一つ一つ細かく付け過ぎているんじゃないか。それが、何か、いろんなものを縛っているんじゃないかという

印象を与えるような気もするので、その辺り、3階層にわたって一貫するような形でもう少し精査していただければ、日本語教育小委員会が出た意見に対するお答えになるのかなというふうに感じました。

#### ○永田座長

そうですね、「ために」というものが、一律駄目というよりは、必要なものというのやはりあると思います。ただ、それを、先ほど言っていたように、どのレベルで載せておくのかということですね。それぞれの学習項目の目標というところなのか、もっと上位のところに移すのか、この辺り、まだ検討の余地とか整理する余地があるだろうという御意見だったかと思います。

今、こういう到達目標の文言とかいったところ、御意見を頂いていますが、この部分に関していかがでしょうか。ほかもここが気になるとか。

近藤委員、お願いします。

#### ○近藤委員

今石黒委員がおっしゃったことに賛成です。「何々のために」というところ、特に今お示ししていただいた部分はまとめて出すとか、もう少し精査する必要があるのではないかと考えております。

あと、その「ために」という記述があることで、やはり、試験を作るときの参考にもなるとお思いますので、一見すると煩雑に見えるかもしれませんが、目標がはっきり見えるということは勉強のしやすさにもなりますし、繰り返しになりますが、テスト開発の際にも有用なものとなるということをお願いしたいと思います。

#### ○永田座長

そうですね、文言に関してはまた御検討いただくということで、ほか、いかがでしょうか。

加藤委員、お願いします。

#### ○加藤委員

文言ということで、11ページと12ページの2か所あるんですけども、1の「世界

と日本」のところと6の「異文化コミュニケーションと社会」というところに関わるところの二つです。今まで、「緑の本」と呼ばれているものからずっと、こういったものが恐らく書かれてきたと思うんですが、そこから変更になったなというところで、その辺りの確認です。

1番の「世界と日本」のところで、「移民・難民・避難民の移動などを含む国際社会の情勢と人の移動」というふうに書いてあって、この「移民・難民・避難民」という文言は、令和4年の調査研究報告書の中に書かれているというところで確認しました。さらに、自分もその委員でしたので、わかっているはずのことなのですが、今、振り返ってみまして、「移民・難民・避難民」という非常に重要な対象ではありますが、ここにわざわざ書くということがふさわしいか。つまり、国際社会の情勢というのは、もっともっといろいろ含んでいるわけで、この三つの移動に関わる場所は削除してもいいかなというふうに思うという意見です。

それからもう一つは、6番目の「異文化コミュニケーションと社会」というところが、もともと「多文化・多言語主義」というふうになっていたと思うんですが、それが「ダイバーシティと社会的包摂」というふうに変っています。これも同様に報告書に書かれる元になった会議での議論であったので、そうなのだと思うのですが、もう1回確認ですが、「多文化・多言語主義」という方が意味合いが狭くなると思われるのですが、それでもここは変更するのですねという確認です。

ダイバーシティという言葉が、私自身が全部きっちり理解し切っていないので、この言い換えとしてこの文言がいいかどうかというところは、何とも私自身も分からないのですが、ただ、「多文化・多言語主義」というふうになると意味も狭いということでこののだろうなということで理解していますが、というところでの確認です。

#### ○永田座長

今の確認の件、事務局の方、いかがでしょうか。確かに、ダイバーシティというの方が、少し広がりが出ますよね。

#### ○石澤養成研修専門官

まず、13番の確認ですが、今加藤委員がおっしゃったように、広く概念を捉えるということで表現を変えたものです。ただ、更にもっと良い文言がもしこのワーキングで何か

あるということであれば、そちらのことも御検討いただくというのは一つのアイデアかなと思います。

それから、1点目については、その前の石黒委員、近藤委員の御意見とも連動するところですが、到達目標、それから一般目標、「何々のために」も含めた文言の調整というのは、しっかりとこれから進めてまいりたいと思います。特に到達目標は、学習項目、つまり必須の教育内容に当たりまして、これは結局、登録の審査のときに、満たされているかどうかということを確認するときにもこれは重要になってきます。したがって、今の御指摘の点も含むのですが、非常に細かく、例えば避難民という言葉がないと駄目とかいうことではないので、概念的に到達目標が達成できているかということをチェックするような機能がこのコアカリキュラムにありますので、そうなってくると、文言としては、分量的にも到達目標は多いのかなという印象はあります。

こういったところは、方針として、コアカリキュラムとして、登録日本語教員として学ぶべきことを示しているという、最低限学ぶことを示しているという、そこは変わることはないんですけども、それをシラバス等々、突合させていくような段階において、無理のない形に使えるように、調整を進めていきたいと思います。

そういった意味で、「ために」の前の部分、こういった段階を付けるかとか、どこの段階でそれを置くか、こういったところも併せて確認をしながら、11月に向けて御準備させていただければと思います。

#### ○永田座長

今のところは、例えば解説の方に入れていくとか、そういうことも考えられますかね。

#### ○石澤養成研修専門官

はい、おっしゃるとおりだと思います。解説の方で、「具体的には」というようなところの中身として示していくようにしていくつもりです。

#### ○永田座長

加藤委員、いかがでしょうか。

#### ○加藤委員

大丈夫です。ありがとうございます。

#### ○永田座長

坂本委員、お願いします。

#### ○坂本委員

今のところに関連してですが、到達目標が非常に詳しく書かれているので非常に参考になります。それと関連して、5ページの最初の丸のところに戻ってほしいんですけども、基本的な考え方と留意点ですね。最初のところで、「1つの項目を複数回の授業で扱うことも、複数の項目を1回の授業で扱うことも」ということで、特に「複数の項目を1回の授業で扱うことも」というところに焦点を置きたいんですけども、今の学習項目の解説のところ、これだけあるから1回の授業に幾つか入れなきゃいけないというのは分かるのですが、実際のシラバスを、各教員の立場からするとかなり分量が多くなってしまって、全部盛り込むのは厳しいかなと。

こういう内容を出したら恐らく、もう一つの内容に関しても当然出てくるだろうなというように見えるようなところは、もう推測できるような内容は書かないでもいいですか、ここは。全部網羅すると、何か、シラバス自体がすごく、量がとんでもない量になってしまうような気がするんですね。

ここはどうでしょうか。もう、暗黙のあれで、これが出たら当然これも出るよねというようなことは、後者の方は省いてもいいというふうに解釈してもよろしいですか。

#### ○永田座長

いかがでしょうか。到達目標にどの程度書いておくかということとも関係する話だとは思いますが。内容的に含まれているということが、シラバス上でも確認できればいいということですよ。事務局の方、間違っていないですか、この理解で。

#### ○伊藤課長補佐

はい。その御理解で問題ございません。審査の段階で審査委員になられた先生方が49の内容が確認できて、大学側で一旦まず、最低限ここまではやりますということでお示しい

ただくわけですけれども、それが教員の養成として、確かにそこまでやっていれば大丈夫ですねという内容が確認できるのであれば、その書き方は、必ずコアカリキュラムに書いてある文言をそのまま引っ張って、一字一句書いてないと駄目とか、そういうことは当然ありませんので、ということで大丈夫だと思います。

坂本委員がどこまで省略というか、書かないことをイメージされているかというのも、分からないところはありますけれども、内容的に確認できればいいということはそのとおりだと思います。

#### ○坂本委員

分かりました。ありがとうございます。

#### ○永田座長

もう少し、この文言の方でどうでしょう。

近藤委員、お願いします。

#### ○近藤委員

少し話が戻るのですが、先ほど加藤委員がおっしゃったダイバーシティのところ、包摂のところです。

⑥のところですが、「ダイバーシティと社会的包摂」というのは非常に重要だと思っています。ただ、一般目標（15下位区分）が「異文化コミュニケーションと社会」というふうになっておりますので、社会的包摂の方がどちらかというと上位概念になってしまうのではないかと捉えることが出来るんですけども、基本的にはこの15の一般目標はもう動かずに、学習項目を変えていくという、そういう理解でよろしいかどうか。

#### ○永田座長

この点、いかがでしょうか。15の一般目標の文言はもう固定して、その下のところを修正していくのでしたかね。この15の一般目標自体の文言も変更する余地はあるのでしょうか。

### ○伊藤課長補佐

今回の資料の大本が平成31年のいわゆる「緑の報告」によっているわけですが、コアカリキュラムはコアカリキュラムで別の文書として作成するものなので、ベースは当然「緑の報告」になりますが、一字一句いじってはならないというものではございませんので、より適切な言葉があれば、そちらにアップデートしていくことを完全に否定するものではありません。御提案をもし頂いて、それがより適切だということで合意が取れば、そちらを使うということが出来ると思います。

### ○永田座長

先ほどの話でいくと、「社会的包摂」という概念の方がより上位なので、むしろ、入れるとすると一般目標の方に来るだろうみたいな。一般目標の文言を修正するかどうかはまた改めて考えるにしても、現時点だと、包摂関係がおかしいのではないかとということでもよろしいですか。

### ○近藤委員

そうですね。心理面とかいろいろ含まれてくることがあるので、異文化コミュニケーションという枠組みの中には入り切れないなということを思いまして、質問いたしました。

### ○永田座長

ありがとうございました。その他、文言に関していかがでしょうか。

石黒委員、お願いします。

### ○石黒委員

スライドでいうと8ページ。今、上位の文言でも検討する可能性があるということなので、一応伺いたいと思うんですけども、8ページ、一番上のところ、これ、触らない方がいいのかもしれませんが、改めて見直してみると、5の「言語」というのが浮いて見えるような気がします。もともと、これだけ見ると、どうもコアカリキュラム自体が、2、3、4、5と全部、「言語」というのが入っているので、言語中心のように見えてしまうわけですが、でも、実際は、日本語教師と学習者というのが隠れているわけですね、その背後に。

つまり、日本語教師が学習者を支援するに当たって、日本語を学ぶ学習者がどういう形で関わっていくのかということで、1番は学習者の背景ですし、2番はあくまでも、学習者の接している社会と言語の関係、3番も学習者の心理、4番も学習者への教育ということだと思えます。ところが、5番だけは、「言語」と書いてあると、そこに学習者がどこにいるのかということがちょっと見えにくくなるのかなという気がして、それに、ほかとの粒度が違うような気がするので、もし可能であれば、もう少し、例えば「言語の知識・運用」とか、実際には構造が多いので「言語の構造・運用」でもいいと思えますけれども、そのような形にしてはどうかと考えました。

#### ○永田座長

平成31年との連続性もある程度分かるような形で検討する余地があるのではないかという御意見かと思えます。最終的にどういう形になるかというのは別にしても、いろいろな御意見を頂いておくのは大事だと思いますので、もし何かお気づきの点がありましたらよろしくをお願いします。

ひとまず、文言に関してはよろしいでしょうか。

#### ○近藤委員

コメントになるのですが、学習者の学びを妨げないようにというところがございましたけれども、そこは物すごく大事だとは思いますが、ただ、教育実習をしようとしている学生は、妨げようとは全く思っていないというふうに考えておきまして、やってみたら、教壇に立ってみたら、思ったとおりにはいかないみたいなことがありますので、その辺りの御理解をしていただき、御支援いただければありがたいなというふうに思ったので、何かガイドラインにも書いておいていただければありがたいなと思いました。

#### ○永田座長

そうですね、妨げようと思って実習する学生は本当に一人もいないので、結果的に何か不都合が生じることはあるかもしれないですけども、本当に一生懸命やっているわけですね。

事務局、どうぞ。

### ○石澤養成研修専門官

今の点、本当に大事なところだと思っています。そういった意味で、これまで、知識・技能と技能・態度というふうに関わりを分けるような表現を結構してしまってきたかなと思うのですが、やはり、養成課程の段階から態度というもの、また、その態度自体も、見学とかいろいろな形で身に付くというか、自分が授業するところで初めてではないので、そういった意味では、先生方から日々聞かざる教育実践現場の話、又は教育実践に直接関わっていないなくても、問題というか学習者の皆さんにとってつまづきになるようなところの話、聞くこととか、そういった様々なところで学習者のことを慮るような状況というのは生まれると思います。

そういったところで態度は醸成されていくと思いますので、ガイドライン全体にしっかりと今の点は反映させるようなことを、文言を加えたいと思います。ありがとうございます。

### ○永田座長

是非今のメッセージが伝わるようにお願いします。

加藤委員、お願いします。

### ○加藤委員

今のメッセージにお答えする形で、日本語教育機関を代表して申し上げますが、現状でも、大学から来る実習生たちをどの日本語学校も良い形で受け入れていると思いますし、お互いにいろいろがありながらも、良い形で終えようというふうに、実習生の皆さんも本当に一生懸命やってくれているのが現状です。

ですので、今後のより良い関係のためにということで、その部分に特化して申し上げましたが、本当に、おっしゃったことも全部分かった上で今後も続けていければと思います。

### ○永田座長

ありがとうございます。すごく力強い励ましの言葉を頂きました。

坂本委員、お願いします。

## ○坂本委員

戻るのですが、3ページの下から二つ目の丸なんですけれども、「授業内容と目的に応じて必要な評価ツールを適切に組み合わせて」というのがあるのですが、「必要な評価ツール」だけでは何のことを言っているのか分からない方が多分多いかなと思います。例えば筆記試験とかレポートとかポートフォリオとか、何か入れてあげた方が。私はそういうふうに読んだんですけれども、必要なツールとは、アプリか何か、ICT関係のツールと思われる方もおられると、違うかなと思うので、何か何かを入れて、ツールというのはいかなる意味で出しているというのを出した方がいいかなと思いました。

## ○永田座長

例を挙げるとすると、もうここに挙げることになるのか、ほかに挙げる場所というのはいないわけですか、事務局の方。

## ○石澤養成研修専門官

そのガイドライン・手引き等の解説というか、解説の中身が、必須の教育内容、学習項目の中身だけではなくて、今ここに書かれている「コアカリキュラムとは」のところも、当然、手引き・ガイドラインの中にコアカリキュラムが収まりますので、そこに加える形で補足していくことは可能だと思います。

もちろん、今坂本委員がおっしゃってくださったように、ここで述べているのは評価の方法という意味でしたので、ツールという用語の問題で誤解を生むようであれば整えたいと思います。イメージしているのは、例えば試験一辺倒にならないようにとか、学びの可視化も含めて、授業の目的や授業内容に合わせた形で評価の手法をうまく組み合わせていたいただきたいという意味だったのですが、あえて書くことで何か、「など」は付けたとしても限定するように見えるかなと思いましたので、今回取りましたが、どこに書くかを含めて、改めて表現していきたいと思います。

御指摘ありがとうございました。

## ○永田座長

個人的には、その一番下の丸のところの「留意していただきたい」というところも、留意するというのが個人的には分かりにくいので、解説にでも加えていただくと分かりやす

くなるかなと思いました。

北出委員、お願いします。

### ○北出委員

解説とのすみ分けと関係してくるのかもしれないのですが、今回このコアカリキュラムでは、主に何を学ぶかというところがかなり重点的になっていて、そういった教育観が出ているかと思うのですが、どのようにというところの記載がほぼないと思うんですね。解説の方で書かれるのかもしれないのですが。平成31年の報告では、「講義・演習の形式だけではなく、体験事例研究、問題解決など、主体的、協働的に学ぶ機会を積極的に取り入れることが求められる」ということが明記されているんですね。私はこれ、個人的に非常に大事な部分だと思っておりまして、授業形式とかを大学、専門学校で決めるときにも、上限の人数だったりとか、演習なのか講義型なのかという辺りに非常に関わってくる部分で、コアカリキュラムの方で何らかの形で、どのように教えるかという部分も明記いただけたらなと思いました。

そうでないと、実際これ、書かれているのはほとんど知識の理解ですので、じゃあ、もう、知識詰め込み型で大講義でばっとやってしましましょうでも、出来ないことはないと思うんですね、今の状態では。なので、やはりそれは、今回目指している日本語教員の育成、特に資質・能力で示された態度も含むところとはずれてくるかと思いますので、その辺り、なぜこの文言が入らないのか、又はこれから入る余地があるのかなど、教えていただければと思いました。

### ○永田座長

何をどのように学ぶかの、「何を」に関しては本当はかなり具体化されてきていると思いますけれども、今のように、「どのように」という部分に関して…。

今の点に関して、もしほかの委員の方から御意見、御質問があれば。

どうでしょうか、事務局の方。今後、どのように学んでいくかに関して、確かに、どこに書くかという問題も出てくると思うんですけれども、例えば解説の方に言及される可能性があるのかなど、いかがでしょうか、現時点で。

### ○石澤養成研修専門官

どのように学ぶかというか、どういった形態で学ぶかというのは、当然書くべきことだったとは思いますが。コアカリキュラムというのが、やはり内容面に結構フォーカスをして詰めてきたところがあったので、方法論というのが、もちろん忘れていたわけではないんですけども、表現としてはここに出てきてなかったところが確かにあったと思います。

一方で、評価と活動というのは当然連動してきますので、そして、ゴールのセッティングから考えれば、こういったゴールに向けて必要なエビデンスというか、学びの達成ということ考えたときに、様々な手法を用いて評価をするということは、実際には学習活動のある程度イメージできることにつながるというふうな意識を持って、この文言は入れたのですが、更なる学習活動のやり方についてももう少し詳しく書いておいた方がいいという御意見として受け止めたいと思います。

目指しているところとしては、やり方もいろいろあっていいと申し上げると、乱暴な言い方かもしれませんが、やはり目的に合わせて適切に学習活動を組み合わせていただく、そして、それは当然ゴールセッティングから遡るように考えていただきたいというのがありましたので、今回このような書きぶりになっているのですが、そこも詳しく盛り込んでまとめていく方向で進めたいと思います。

どこに書くかということについては、もう一度考え直して再構築するところもありますので、貴重な御意見として受け止めて作業をさせていただければと思います。

### ○永田座長

いかがでしょう、北出委員。

### ○北出委員

御検討いただけるということで安心いたしました。よろしくお願いします。

### ○永田座長

何を学ぶかというのは、どのように学ぶかと連動してしまして、ただ、コアカリキュラムの本体の中に入れ込むというのなかなか難しいところもあると思うのですが、どこに入れるかというのはまた検討していただければと思います。ありがとうございました。

坂本委員、お願いします。

○坂本委員

今のことに関連しているのですが、「何を」というのと「どのように」というのと、その後「どのような成果が」というのが引っ付いてくると思います。最初に伊東委員がおっしゃった、ここでプログラム評価と関連してくるのかなと。何を、どのように、その結果どうなったかと、成果のところ、各科目というか、先生方は載せるものの評価は分かると思うんですけども、プログラムの評価というんですかね、成果というのはどのように見たらいいのかというのが、最初の伊東委員のプログラム評価というのが頭に残っていて、今、関連付けて考えてみたいなと思ったんですけども。成果に関してはどのように解釈したらいいでしょうか。

○永田座長

今の御質問は、プログラムとしての評価をどのような形でやっていくかということ。

○坂本委員

そうですね。各機関がこれから持たれるプログラム全体の評価、最終的な評価みたいな、何かないと困るかなと思うんですけども。

○永田座長

各機関で評価して、それを公表して、あとは、場合によっては第三者委員会とか実地の評価とか、そういったのをやっていくということですか。

伊東委員、何かありますか、追加で。

○伊東委員

やはり、PDCAサイクルではないけれども、そういったこと、気付かせるということが、必要なとは思いました。その評価の在り方、繰り返しになりますけれども、PDCAサイクルのような、企業で取り入れられているようなものをどこかで明示するのは、私は是非お願いしたいと思います。

○永田座長

評価に関しては、先ほど私が申し上げたような認識でよろしいでしょうか、事務局の方。

しっかりと透明性とか客観性を確保して、それを公表であるとか、実地で検証していくような、そういうプログラム評価の認識で現時点では間違いないでしょうか。

#### ○石澤養成研修専門官

この点についてはまだ検討の余地は多分にあると思いますので、こういったものを出してもらいたいというようなことは、今日明言することは避けたいと思います。

というのは、例えば数値目標だけを設定すればいいかということ、そういうことではありませんので、質の担保、コースとしての質の担保と維持というのが非常に重要になってきますので、評価をしていくにおいても、何人合格したとか、そういうことではなくて、深い理解が出来たかというようなことが意識できるようなプログラム評価というものを各機関でしていただきながら、第三者においても同じ基準というか、目線というか、視点や視座が変わることなくお互いにその意識が出来るような状況というのを整える必要があると思います。

今回出しているコアカリキュラムも、これですと行くというわけではなくて、見直しは当然前提となっているところだと思いますので、進めていく中でより複雑なというか、多様な観点を求められることもあろうと思いますので、是非、先生方それぞれの現場においても引き続き、評価の在り方も含めながら、一旦ここで決めた後に見直していただくというステップにも御参画いただければと思う次第です。

#### ○永田座長

ありがとうございました。今は、どうしても登録というところに目が行きがちですけれども、登録した後どうそれを維持していくのかという、プログラムをどう評価して維持していくのか。すごく大事な視点を今日のワーキングでは頂いたかと思います。

たくさんの御意見、御示唆、御助言いただき、ありがとうございました。それでは、議事（1）はこれまでとしまして、次は議事（2）のその他に移りたいと思います。

各種報告事項について事務局より説明をお願いしますでしょうか。

#### ○小林日本語教育推進室長

資料の3から5を説明させていただきます。これまで、省令や審議会の審査の基準をいろいろ御覧いただき、御審議いただいていたということでもありますけれども、いよいよ来

年からは登録の実務ということが始まってまいりますので、登録に際する審査の手続き、流れというものをここで御説明させていただき、御意見も頂ければと思っております。

現在、ちょうど政令のパブリックコメントをやっておりますが、実際に来年度から、登録に関しての審査ということに関しましては、中央教育審議会ということで、教育の方の部局に移管されるということもありまして、審議会自体はこちら今、文化審議会でありませけれども、中央教育審議会で決定されるということになります。

ということで、実際にこの手続きを正式に決めるのはどこかとなりますと、中央教育審議会ということに形的にはなるのですけれども、実質的にはこれまで審査基準などを御議論いただいてきたこのワーキンググループの先生方にもまず御意見を頂ければと思ひまして、資料を作成しております。

資料3について説明いたしますと、1の通則というところ、(1)、(2)がございませけれども、まず、中央教育審議会の方で実際にどういうふうに登録の際の流れを決めていくかということに関しましては、ここに定めるところによるということで(1)。で、(2)がございませけれども、実際の審議においては、法律、省令、また審査基準に基づきまして、今後、中央教育審議会に設置された審議体と今のところ呼んでおきますけれども、そうしたところが定めた、審査における確認事項であったりとか、先ほどまで御議論いただいたコアカリキュラムを参照して、実際に審査を行うということで考えております。

2番、登録実践研修機関の登録の審査方法であります。現在も中央教育審議会の中では、今のところ、生涯学習分科会というところで御報告や説明をさせていただいておりますけれども、今後、担当部局と御相談をしながら、また中央教育審議会の方の御理解もいただきながら、審議体に設置された何らかの、更にこういう日本語に関しての審議体、そしてその下に具体的な審査を更に細かく行う、下審査のための審議体というところで、具体的に個々の審査を行っていただくということを想定しております。

(2)であります。登録実践研修機関の登録の審査については、登録に当たって同時に研修事務規定というものを認可いただくというのは法律で決まっておりますので、同時に審査を行うと。

(3)であります。先ほど出てまいりました下審査のための審議体、具体的な個々の審査をするところでありませけれども、その下審査の審議体においては、書面、面接、実地審査というこれらの方法によって審査を行い、登録の可否を決すると。

(4)の審議体というのは、下審査の審議体の上に設けられる審議体でありますけれども

も、実際に下審査の審議体からの報告を受けた上で最終決定を行うということでもありますので、下審査の審議体によってある程度細かい審査をいただいた後に、最終的にはその上に設けられる審議体において最終判定をするということで、中央教育審議会として決定をしていくということとなります。

(7) でありますけれども、先ほど三つの審査方法があると申し上げましたが、面接と実地審査は必要に応じてということでもありますので、基本はまず、書面で審査を基本的にしていくということを考えております。

(8) ですが、具体的なこうした審査をする委員の方に関しては、審査に関して知り得た秘密を外部に公表してはならないという規定を設けたいと思います。

また、(9) ですが、こちら意外と多いと思うのですが、利害関係があるところの審査は出来ないという形で、公平性を担保したいと考えております。

3番、書面審査というところではありますが、まず2段階ということで、(1) 書面審査は、一つの申請につき2名以上の委員で実施する一次審査と、下審査の審議体全体の会合で実施する二次審査から成るという形であります。

(3) ですが、一次審査においてはということで、文部科学省の担当官の事前確認の結果を聴取した後、申請書等の資料に基づき、登録の可否や規定の認可の可否について審査をするということでもあります。

(4) ですが、一次審査の結果、必要な場合には、二次審査の前までに訂正が可能ということで、(5) でありますけれども、一次審査の議事経過や結果につきましては、主担当の先生が取りまとめていただき、二次審査の場に報告をするという形で、まず一次審査の段階でそうした確認をしていただくと。

(6) ですが、二次審査の段階においては、一次審査の結果を踏まえて、登録の可否の審査をするということでもあります。

(7) ですが、先ほど出てきましたこの下審査の審議体ということで、この段階で最終的に、一次審査また二次審査の結果ということで、申請を抜本的に見直す必要があるということで「不可」と、なかなか認められないということに関しましては、下審査の段階で申請者に対してその旨を伝達できますということも考えたいと思います。

4番、面接審査と実施審査ということで、先ほど申し上げたように、これらの審査というのは必要に応じてということでもあります。

(2) と (3) が面接審査のことですけれども、書類審査の先ほど出てまいり

ました一次審査などの結果に基づいて、その一次審査を担当した委員と文部科学省担当官が同席をしてということでありまして、その結果は、（３）ですが、書面審査の二次審査の場に報告を考えております。

（４）実地審査でありますけれども、こちらにも必要に応じてということではありますが、書面審査の一次審査の結果に基づいてということになりますので、一次審査の後に実地において審査をし、（５）、先ほどの面接審査と同じですが、実地審査の結果は書面審査の二次審査の場に報告となります。

（６）ですが、面接審査、実地調査については、申請者の指導者の出席を求めますということでもあります。

５番であります。最終判定ということで、審議体の方でありますけれども、下審査の審議体からの報告に基づき、登録の可否等を行うということでもあります。

（３）審議体は、「可」としたものであっても、必要があると認められるものについては、留意すべき事項を付すことが出来ると。

（１）に戻りますけれども、審議体の最終決定については、登録の可否ということで、「可」となるか「不可」となるか、又は、「継続の審査」ということで、７番に出てまいりますけれども、このような三つの在り方で考えたいと思っております。

（４）ですが、審議体については、「不可」又は「継続審査」の判定を選んだものについて、その理由も付すということを考えております。

６番、会議の議事要旨の公開については、審査の議事要旨及び結果については、全てが終了した後に公開ということと考えております。

７番であります。継続審議ということで、（１）の「継続審査」というのは、登録の際に「可」とすべき要件が具備されていないものの、短期間に是正することが可能というものについては、「継続審査」ということで、一つの申請について１回のみ、そのような形で次回に回すということを考えております。

（３）からの続きですが、実際に「継続審査」の場合については、次回の審査で次回のタイミングで審査をするという形であります。

８番、研修事務規程の変更の認可や、９番、登録日本語教員養成機関の登録の審査方法につきましても、先ほど申し上げた実践研修機関の登録でありますけれども、基本的には同じ在り方で考えております。

１１番のところですが、法律における段階的な是正措置として、変更命令、適合命令、

改善命令として、最終的には、取消しというところがございます。こちらについても、こうした審査については、先ほどの審議体の方で行いますということでもありますけれども、(2) でありましたが、審議に当たり必要な場合は、下審査の審議体による書面審査、面接審査又は実地調査を行うことが出来るということで、先ほど申し上げたような方法に準じて行うということでもあります。

次の資料4を御覧いただければと思いますが、今申し上げたものを図にするとこういう形になります。

先ほどは審査の段階に入ったところから説明をしているので、実際には、流れとしましては、申請者の方から事前相談という形で、まず最初に文部科学省に事前相談をいただく。これがまず必ず前提とすることを考えておりまして、その際、文部科学省からは、基準に基づいた形式面の助言を行うということになります。事前審査を行ったものについて申請が可能であるという仕組みになりまして、文部科学省で書面の確認等を行った後、先ほどの審議体に付託をするということで、審議体から更に下審査の審議体で書面審査、面接審査、実施審査を行っていただき、審議体が最終判定を下すということになった後に、登録、不登録、継続審査となるということでもあります。

米印が幾つかございますけれども、登録要件への適合性の審査と同時に、研修事務規程等に関しても審査を行うということで、また、登録実践研修と養成機関の両方の登録を同時にした場合は、審査も同時ということでもあります。

直近の審査で「継続審査」の判断を受けた場合を除きまして、申請は、先ほど申し上げましたが、事前相談が必須ということを考えております。

米印の四つ目ですが、審査は年間2回ということなので、年間2回登録のチャンスがあるということでもありますけれども、不登録となってしまった場合には、時間的に恐らく次の審査には間に合わない、事前相談からしていただかないといけないということがありますので、その場合は恐らく次々回からの申請ということで、1年後ということとなるかと考えております。

一番下の米印ですが、登録については、基本的に法人又は個人が行うことを想定していますので、事業譲渡であったりとか継承等に伴って、そもそもやっている方が変わるといった場合が考えられますけれども、その場合は新しい実施者が改めて申請を行っていただくということを考えております。

来年度に備えて、少しずつこうしたことを決めていきたいと思っておりますので、よろ

しくお願いいたします。

内容が大分変わりますけれども、パブリックコメントを先月まで行っておりましたので、そちらの考え方も併せて御説明をさせていただければと思います。時間の関係もありますので、登録関係ということで説明させていただきたいと思います。

パブリックコメントでございますけれども、全体では730件、30日間で頂きまして、登録実践研修や養成機関に関する事、そして、日本語教育課程の認定に関する事など、非常に多くの分野にわたって御意見を頂きました。

どのような意見があったかという、簡単にまとめさせていただいておりますけれども、登録実践研修機関に関する事であると、指導者の要件、現場で指導される方の要件としては学位、様々な日本語教育に係る学位ということでありましたけれども、学位をある程度限定をすべき、狭く解すべきではないという意見や、実際に、恐らく試験ルートへ入られる方もいらっしゃるということを想定して、実践研修の時間数などもある程度確保すべきだという意見がございました。文化庁の考え方は右の欄に記載させていただいております。

また、登録日本語教員養成機関に関しましても、教授者の要件ということで、日本語教育は幅広い分野であるということなので、出来るだけ幅広い分野で認めていくべきだという意見、そして、養成機関で勤務されている方は、出来るだけ要件を満たすことを認めていくべきだという意見から、逆に、修士号以上の学位を必須とすべきだという意見がございました。

また、教員の登録の経過措置というところでありまして、多くありましたのは、現職者の範囲をもう少し広めに取りべきだという意見がございましたが、このところは、法律の関係で、登録日本語教員の資格を取らないと勤務が出来ないとなる方を救済するための措置という性格も強いということで、現行の考え方で進めさせていただきたいと考えております。

また、試験の受験に関しては、様々、両極端な意見がございまして、経過措置自体を設けるべきでないという厳しめの御意見もある一方で、負担の軽減ということから、応用試験の方も現職者に関しては免除すべきだという意見が様々ございました。

説明は以上でございまして、パブコメの前に説明した特に審査手順の関係で御意見がございましたら、本日でなくても構いませんけれどもお願いいたします。

○永田座長

ありがとうございました。本当に、パブコメのコメントを見ますと、多様な意見をお寄せいただいて、しっかりそれらを踏まえて私たちも議論しないといけないなど改めて思いました。

前半の方、審査手順というものを示していただきまして、いよいよ具体化してきたなど思います。残り時間、少しだけですが、もし、特に審査手順の方、御意見、御質問ありましたら。

坂本委員、お願いします。

○坂本委員

2点あります。資料4のイメージ図なんですけれども、最初に事前相談というのがあります。これはもう、まず必ず事前相談を受けるという理解でよろしいですか。これなしにぱっと出されたら困りますよね、恐らく。

○小林日本語教育推進室長

そうです。

○坂本委員

そうですね。もう1点は、米印の一番下、「登録は法人又は個人に対して行うものであり」ということで、これが変わった場合に、新しい実施者が申請を行い登録を受ける必要があるということは、再申請する必要があるということですから、例えば、日本語学校の校長が代わった場合に、その校長の名前だけ変更して届けるんじゃなくて、また全て再申請するということになりますか。

○小林日本語教育推進室長

その設置者になりますので、例えば法人でやっている場合はそのようなことはおそらくありません。

○坂本委員

ないですね。

○小林日本語教育推進室長

個人塾みたいな形でやっていらっしゃる場合とか。

○坂本委員

個人塾も考えているんですね。分かりました。ありがとうございます。

○永田座長

伊東委員、お願いします。

○伊東委員

もう述べられたことだと思いますが、あえてもう一度。登録実践研修と登録日本語教員養成、この二つを同時にやるといった場合も、それぞれ書類を出すということなのか、両方やるので一括して一つの書類でいいのか、この辺はどうなのでしょう。

○小林日本語教育推進室長

概念的には別の制度なので、書類は見かけ上は別の形になるかと思いますが、どのような書類を御用意いただくか、例えば重複する内容もあると思いますし、最終的に登録の審査は電子でやっていただくので、負担の軽減が出来るようなところは考えたいと思います。ただ、制度上は別のものです。

○伊東委員

分かりました。ありがとうございます。

○永田座長

申請の手引きみたいなものも同時に今から用意されていくと思います。もし、今の申請手順であるとか、今日の全体を通して、何かまだ御意見、御質問がございましたら、別途メールでお寄せいただければと思います。

それでは、本日のワーキンググループはここまでとしたいと思います。今後の予定について事務局からお願いします。

○石澤養成研修専門官

今回のワーキンググループは、11月2日木曜日、午後3時、15時からの開催を予定しております。委員の皆様におかれましては、御出席くださいますようお願い申し上げます。

○永田座長

このワーキングも、残すところあと1回のみになりました。委員の皆様におかれましては、最後まで、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

これで登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループを閉会いたします。本日はありがとうございました。

— 了 —